

農業者年金事業について

一社)千葉県農業会議

1 加入推進実績及び進捗状況について

ア 実績

令和4年度千葉県目標 155件 令和5年1月末日時点 58件

加入実績がある農業委員会 26市町

加入推進目標達成済み農業委員会数 12市町

※直近の状況については、毎月メールで各市町村に送付しております【加入推進に関する連絡事項】を御確認ください。

イ 進捗(参考資料1参照)

(1)12月末日進捗状況報告まとめ	令和4年度進捗状況(令和3年度実績)
名簿登載者数	9168名(9,244名)
戸別訪問件数	1280件(1,553件)
戸別訪問に携わった人数	559名(632名)
研修会・会議の開催数	177回(199回)
広報普及回数	169回(171回)
※未達4市町、最終集計2月21日(火)	

2 農業者年金業務を実施する意味について(再確認)

農業者年金業務を実施する意味については

ア 業務委託契約の履行

農業者年金基金理事長と市町村長との間で結ばれている業務委託契約の履行
=「農業者年金制度の普及」

イ 農地利用の最適化(地域農家との顔つなぎ)

委員による戸別訪問を実施することで、地域農家との顔つなぎに繋がる。

アンケート調査の回収等ほかの事業と併せて取り組む。

ウ 上乗せ経費の確実な確保

計画的かつ継続的に加入推進活動を実施することで一定の上乗せ経費を得られる。

上記3点を担当者のみではなく、農業委員会として考えていただき、残りの活動及び令和5年度以降の早期の計画及び活動について検討願います。

3 今年度中の残りの農業委員会業務について

毎年、引き継ぎ時にトラブルが起きるので、現在の担当者で以下の業務を確実に
行うようにしてください。

また、農業会議は指導機関ではありませんので、強く言えませんが、本来貰える
上乘せ経費を申告しない農業委員会もあります。(=書類の不備)

書類を確認して、経費が上がる可能性がある農業委員会には問い合わせをします
ので御対応願います。

ア 業務日誌の作成(業務委託手数料を執行している職員分作成必須)

人件費を2名計上している場合、2名分の業務日誌の作成をお願いします。

注)業務日誌の記載について、年金業務に取り組むことがわかるように御記載
下さい。(農地法3条の受付×、経営移譲年金に伴う対応○)

イ 実績報告書の作成(農業者年金予算執行の最終報告)

裏付け資料の作成及び保管・管理をお願いします。

(次第、活動記録簿、支出に係る書類等)

ウ 加入推進実績報告書の作成

(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの加入推進実績報告)

エ 名簿の整備・拡充

今年度の加入推進活動後の名簿の整備をお願いします。

また、名簿の範囲を拡大(60日以上農業従事・60歳未満)して地区毎に名簿
を割振りできる状態の名簿を引き継げれば、次年度以降の大きな負担はありません。

なお、令和4年から要件を満たす方は65歳まで加入できるようになりました。
周知対象として名簿上に掲載することも可能となります。

委託費及び加入推進の実績報告依頼については、後日依頼文書を送付いたします。

4 令和5年度以降の変更点について

- ア 考查指導対象受託機関について(参考資料 2 参照)
- イ 加入推進目標件数の変更及び重点都道府県の廃止に伴う今後の対応
(参考資料 3 参照)

5 今年度の農業会議の活動実績について

- 2月 27 日時点の取りまとめになります。
- ア 農業者年金関係研修会・会議等の主催・共催等での説明 8 回
 - イ 農業委員会主催の加入推進対策会議(14,500円/回)39 回
 - ウ 農業委員会主催の研修会 (14,500円/回)38 回
 - エ 農業委員会主催の説明会(14,500円/回)1 回
 - オ 農業委員会同行の戸別訪問 4 回
- 農業会議を呼んで行った会議・研修会も市町村上乗せ経費の対象となります。

6 今後の農業会議の取り組み予定(案)について(参考資料 4 参照)

- ア ラジオ CM の継続的な実施。
(令和5年度 10 月～11 月時間指定、制度改正版 放送方針)
- イ 講師派遣・戸別訪問の同行等の継続的な実施。
- ウ 改選のある農業委員会を優先的に巡回対応。(来年度改選のある 26 農業委員会)
※(2)(3)について、令和 5 年 1 月 25 日付令和 5 年度農業者年金講師派遣及び戸別訪問の対応に関する調査について調整しました。
農業会議の予算が年度明けより利用が可能となることから、年度明けに改めて対応市町村を周知いたします。(各研修会・会議開催日は対応ができませんので御了承願います。)総会日と合わせて調整する
農業委員会が多いため、月の上旬(5日～10日)は、依頼が集中しやすい傾向となりますので、依頼がある場合は早めに御連絡をお願いします。

12月までの進捗状況(4月～12月まで)

30年度進捗状況

名簿登録	戸別訪問件数 (実人数)	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議の開催	広報活動	加入者数
10,028	1,329	587	517	165	156	96

令和元年進捗状況報告

名簿登録	戸別訪問件数 (実人数)	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議の開催	広報活動	加入者数
9,872	1,025	515	444	178	176	65

令和2年度進捗状況報告

名簿登録	戸別訪問件数 (実人数)	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議・説明会の開催	広報活動	加入者数
9,150	1,229	547	491	166	172	51

令和3年度進捗状況報告

名簿登録	戸別訪問件数 (実人数)	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議・説明会の開催	広報活動	加入者数
9,244	1,553	632	551	199	171	62

令和4年度進捗状況報告

名簿登録	戸別訪問件数 (実人数)	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議・説明会の開催	広報活動	加入者数
9,168	1,280	559	521	177	169	50

3月末の実績(4月～3月まで)

30年度補完調査時の千葉県合計

名簿登録	戸別訪問件数 (実人数)	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議の開催	広報活動	加入者数
10,117	2,000	882	795	203	197	129

令和元年度補完調査時の千葉県合計

名簿登録	戸別訪問件数 (実人数)	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議の開催	広報活動	加入者数
9,886	1,557	744	663	213	216	104

令和2年度実績報告の千葉県合計

名簿登録	戸別訪問件数 (実人数)	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議・説明会の開催	広報活動	加入者数
9,162	1,642	746	679	210	211	84

令和3年度実績報告の千葉県合計

名簿登録	戸別訪問件数 (実人数)	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議・説明会の開催	広報活動	加入者数
9,649	1,897	751	685	250	196	82

令和4年度実績報告の千葉県合計

名簿登録	戸別訪問件数 (実人数)	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議・説明会の開催	広報活動	加入者数

次期中期計画（令和5年度から令和9年度）における考査指導対象受託機関
【千葉県版】

次期中期計画（令和5年度から令和9年度）における考査指導対象受託機関は以下のとおりとする。

実施年度	対象農業委員会
令和5年度	勝浦市、いすみ市、東金市、山武市、芝山町、横芝光町
令和6年度	なし
令和7年度	銚子市、旭市、匝瑳市、八街市、白井市、富里市
令和8年度	市原市、八千代市、茂原市、千葉県農業会議
令和9年度	なし
	計15市町

実施年度	対象JA
令和5年度	調整中
令和6年度	
令和7年度	
令和8年度	
令和9年度	
	計6JA

令和5年度から令和9年度の考査指導対象農業委員会の選定方法について以下のとおりとする。
令和5年1月12日の独立行政法人農業者年金基金から通知のあった「次期中期計画（令和5年度から令和9年度）における都道府県別の考査指導対象受託機関選定の考え方について」を基に選定する。

- ①令和2年度考査指導において、電話による考査指導を実施した市町村
- ②令和2.3年度加入実績において、1件以上の加入実績がある市町村
- ③業務委託費において、千葉県の平均金額を上回る市町村（令和3年度、令和4年度）
上記項目に該当する市町村から選定。

なお、加入推進活動が未実施や事務処理遅延等により、考査指導が必要とみなされる場合、上記業務受託機関以外にも考査指導の対象となりますので御理解願います。

また、考査指導の対象ではなくとも考査指導を受けてみたい場合、下記まで報告願います。

○農業委員会⇒農業会議（cnk.1104@true.ocn.ne.jp 農業者年金担当あて）

○JA⇒千葉中央会（ ）

次期中期計画における考査指導の基本的な枠組み

1. 考査指導実施計画の基本的な考え方

現時点において、次期中期目標【第5期（案）】では「中期目標期間における考査指導の対象については、加入者が多く指導の必要性や効果が高い業務受託機関に重点を置いて選定し、効率的かつ計画的に実施する。」とされ、期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

考査指導の対象は市町村段階において、新規加入者数が多い業務受託機関等を選定し、都道府県段階の実施回数、考査対象年度実施計画等の中期計画を策定するとともに効率的かつ計画的に考査指導を実施します。

2. 考査指導の種類及び実施期間

(1) 考査指導の種類

定例考査指導及び特別考査指導を実施します。

(2) 考査指導の実施期間

令和5年度から令和9年度までの5年間で実施します。

(3) 定例考査指導

①実施時期は、毎年6月から12月までとします。

②選定された都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関を考査対象とし、考査全日程における移動手段は「原則として公共交通機関を利用」するため、行程に応じ移動時間を考慮し、考査対象受託機関への移動間に時間を要する場合等は、日程変更の調整が生じる場合があります。

(4) 特別考査指導

①特別考査指導は、農業者年金業務に支障をきたす事案が発生した等、特に必要が認められる場合に実施するものとし、基金と都道府県段階の業務受託機関とで日程協議を行い、当該業務受託機関を対象とした特別考査指導を実施します。

②基金と都道府県段階の業務受託機関の協議に基づき実施される特別考査指導の実施時期は、当該都道府県の定例考査指導の実施状況を勘案し日程上可能な場合は、定例考査指導の実施に併せて特別考査指導を実施します。

3. 考查対象受託機関選定の考え方

(1) 考查指導内容強化に伴う委託業務の質の向上

業務受託機関を対象とした考查指導は、委託業務の運営の適切性及び効率性などを把握する上で有用であり、委託業務の質の向上に寄与するため、把握した事例や注意すべき課題等について、あらゆる機会を通じて業務受託機関へ周知徹底し、その効果の浸透に努めます。

(2) 都道府県段階の業務受託機関

市町村段階に対する指導状況等の内容を確認するため、都道府県段階の業務受託機関においては、第5期の計画期間中（1回のみ実施）考查指導を実施します。

(3) 市町村段階の対象業務受託機関

①各年度毎の「新規加入者数（総合順位）」（平成29年度～令和3年度の5年間が対象）において、都道府県単位で管内それぞれ市町村段階の最上位順から考查対象受託機関を選定し市町村段階（農業委員会及び農業協同組合）における考查対象数等は別途市町村別にデータを突合し改めて地区の調整をします。

②都道府県段階からの要望により、重点的に市町村段階業務受託機関へ考查指導依頼がある場合は考查指導を実施します。

③第4期中（平成30年度～令和4年度の5年間が対象）において、新型コロナウイルス感染状況によって緊急事態宣言等が発令され、定例考查が「電話による考查指導等」で実施した市町村段階については、次期中期計画において同地区を選定し考查指導を実施します。

④農業者年金業務に支障をきたす事案が第4期中に発生し、日程の都合上、特別考查が実施出来なかった市町村段階対象地区においては、次期中期計画の選定地区として優先し特別及び定例考查指導を実施します。

次期中期計画（令和5年度から令和9年度）における都道府県別の 考查指導対象受託機関選定の考え方について

- 1 標記については、先般行われたブロック会議でお示した「次期中期計画における
 考查指導」（添付ファイル）のほか、以下のとおりです。
- (1) 市町村段階の考查指導対象受託機関数は、当方（農業者年金基金の考查担当）の
 体制を踏まえ、今期中期計画の8割程度とします。
- (2) 考查指導対象受託機関のエクセルファイルのセルに色が付いてますが、その内容
 は次のとおりです。
- ①水色のセル：今期中期計画期間に考查対象とならなかった、新規加入者の多い
 受託機関
 - ②黄色のセル：今期中期計画期間で電話等による考查を行った受託機関
 - ③赤色のセル：今期中期計画期間において考查指導を行った加入者の多い受託機
 関
- （すべての都道府県において、3色すべてが使用されているものではありません。）
- (3) 「次期中期計画における考查指導の基本的な枠組み」の3の(3)の②に基づき
 要望を行う場合は、受託機関数を増やさず、当方が提示した受託機関と差し替えてく
 ださい。その場合、どの受託機関と差し替えるかは、都道府県段階の受託機関の判断
 で行ってください。
- (4) 離島や地理的に離れすぎているなど、行程が組みにくいと考えられる場合は、(3)
 と同様に他の受託機関と差し替えることは可能です。
- (5) 1県1JAなどの広域JAにおいて、本店が年金業務を行っていない場合は、業
 務を行っている支店等に差し替えてください。その場合、どの支店等にすることは、
 都道府県段階の受託機関の判断で行ってください。
- (6) 当方職員の移動手段は、公共交通機関及び車（レンタカー）を使用する予定です。
- (7) 定例考查指導実施回数については、以下の表によることとし、その結果は2の表
 のとおりです。
- (8) 都道府県段階の受託機関への考查指導については、1回目の実施時に行うことと
 します。

考查対象受託機関数 (県・市町村段階含む)	10機関以下	11機関以上 20機関以下	21機関以上 30機関以下	31機関以上 40機関以下
定例考查指導実施回数	1回	2回	3回	4回

2 都道府県別考査指導の実施回数

考査指導実施回数	都 道 府 県 名
1回	東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、沖縄県
2回	青森県、群馬県、埼玉県、静岡県、兵庫県、和歌山県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県
3回	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、熊本県、鹿児島県
4回	新潟県
10回	北海道

《本件に関する問い合わせ先》

農業者年金基金 考査

担当：丸山、九津見、横内、長沼

TEL：03-3502-3940

E-mail：kousa259@wm.nounen.go.jp

別添 3 - 1

次期中期目標の決定等に向けた検討

令和 4 年

6 月 28 日 基金から主務省へ「R3事業年度評価及び見込み評価」を提出

8 月 26 日 主務省が「見直し内容等」を決定、独法制度評価委員会へ通知

9 月～ 主務省との調整(次期中期目標関係)

10 月 17 日 独法制度評価委員会で、見直し内容等について議論

10 月下旬～ ブロック会議

加入目標に関する「見直し内容等」における主務省の指摘を紹介し、後日、全国の目標値と都道府県への目標値配分を行う旨を説明

11 月下旬 独法制度評価委員会で、見直し内容等への意見を議論
(次期目標策定に当たって留意すべき事項)

(主務省との調整が終了次第)

会議所及び全中との意見交換、調整(運動の目標)

令和 5 年

1 月 中期目標の主務省事務局案を独法制度評価委員会に提出

1 月下旬 業務連絡協議会

都道府県への目標値配分案について、意見交換、方針の決定

2 月 中期目標の主務省案を独法制度評価委員会に提出

2 月下旬 独法制度評価委員会で「中期目標案への意見」について議論

3 月上旬 担当者会議

中期目標、中期計画等について説明

3 月中下旬 次期運動の展開について全国団体との間で申し合わせ

令和 4 年 1 0 月
企画調整室

次期中期目標期間（令和 5 年度～令和 9 年度）における加入推進について（案）

1 次期中期目標に向けての措置

- (1) 令和 4 年 8 月に、厚生労働省・農林水産省より公表された、次期中期目標策定に向けた「独立行政法人農業者年金基金の業務・組織全般の見直し」において、農業者年金の普及推進及び情報提供の充実について講じる措置が、以下のように明記されている。
- ・農業者年金制度の普及推進に当たっては、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の確保・育成に資するよう、若い農業者の加入に更なる拡大を目指して目標を設定し、取組を進める。
 - ・また、農業経営の発展等に重要な役割を担う女性の活躍を後押しする観点から、女性農業者の加入推進目標を設定し、女性農業者に対する普及推進の取組を更に強化することとする。
 - ・なお、農業者年金制度の普及推進においては、農業経営を支援する農業内外の関係団体等との連携強化など、一層工夫した加入推進を実施することが明記されている。
- (2) このため、次期中期目標期間においては、若い農業者及び女性農業者の加入推進をより一層強化して取り組むことが必要となっている。

2 対応方向

若い農業者及び女性農業者の加入推進をより一層強化する旨が明確になるよう、以下の通り対応する。

(1) 運動のスローガン及び毎年度の新規加入者目標

◆スローガン

若い農業者・女性農業者等への周知徹底、加入者累計 15 万人早期達成強化運動

◆毎年度の新規加入者目標

引き続き、新規加入者数（①全体、②若い農業者、③女性農業者）を目標値として設定する。（* 数値については、今後、主務省との調整結果を踏まえて設定）

その上で、スローガンにある加入者累計 15 万人の早期達成に向けて①の達成も視野に入れつつ、中期目標達成に向けた目標値である②及び③の着実な達成を目指して取組を強化し対応する。

(2) 加入推進の重点対象

- ① 中高年の経営主の新規加入や既加入者等をきっかけとした、配属者や後継者、その他周囲の若い農業者や女性農業者への働きかけ
- ② 関係団体等と連携した新規加入者をはじめとした若い農業者が集う会合等（税理士会や商工会等農業外との連携を含め、以下同じ）での周知活動をきっかけとした若い農業者への働きかけ
- ③ 女性農業者関係団体等と連携した女性農業者が集う会合等での周知活動をきっかけとした女性農業者への働きかけ
- ④ 若い農業者への政策支援加入や保険料2万円未満加入者の政策支援加入への働きかけ

(3) 加入推進特別研修会

加入推進特別研修会については、基本的には現行通りとし、当該研修において

- ① 基金からは、次期中期目標及びこれを踏まえた加入推進活動の概要について説明を行う。
- ② 県段階の業務受託機関からは、次期中期目標の趣旨を踏まえた当該県における若い農業者や女性農業者等の加入推進に向けた加入推進活動計画等について説明を行う。

(4) 重点・特別重点都道府県の廃止と特別対策地域の設置・対応

現中期目標期間においては、都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、毎年度、前年度における新規加入者実績が目標に対して一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施することとしてきた。

しかしながら、毎年度指定される県の顔ぶれはほぼ同じで、対応についても、新型コロナウイルス感染拡大の影響があったものの、基本的に毎年度、5者協議等を通じて促すなど、同様な取組を繰り返す形で、十分効果的な対応だったとは言い難い。

このため、次期中期計画期間においては、毎年度、重点都道府県等を指定するのではなく、中期目標期間の初頭において、以下のような加入推進が遅れており、対応を強化すべき市町村を特別対策地域（モデル地域）として指定し、中期目標期間中において計画的かつ集中的に改善が図られるよう対応することとする。

- ① 若い農業者又は女性農業者の新規加入実績が、近年平均的に目標に対して低位であり、かつ、加入対象者の残数が多い市町村・JA 地域等の中から、都道府県段階の業務受託機関とも調整の上、数か所を特別対策地域（モデル地域）に指定する。
- ② 対象市町村・JA 地域毎に、当基金の担当役職員を決め、当該役職員は、全国農業会議所及び JA 全中の担当者、該当する県段階の業務受託機関の担当者、該当市町村・JA 地域の担当者を決めて、特別対策地域推進チームを設ける。
- ③ 特別対策地域推進チームは、現地打合せ等を通じて、当該中期目標期間中に成果が出るよう計画を作成して取組を推進し、毎年度取組結果を検証し、必要

な見直しを図りながら取り組みを推進する。

なお、検証の結果、必要に応じて、対象市町村・JA 地域の見直しを行うこともあり得る。

- ④ 毎年度、担当者会議やブロック会議等の場において、担当県の業務受託機関から取組状況を報告してもらい意見交換を行う。
- ⑤ 改善が見られ、他地域の模範となる市町村・JA 地域については、優良事例として紹介する。

2023/2/28

令和5年度 農業者年金講師派遣・戸別訪問同行一覧(案)

順番	市町村名	実施日	担当予定	地域計画対応予定	担当予定
1	芝山町	5月8日	積田	同日	高岡・藤田
2	勝浦市	5月10日	積田		高岡・藤田
3	四街道市	5月12日	積田		高岡・藤田
4	東庄町	6月5日	積田	同日	高岡・藤田
5	栄町	6月8日	積田	同日	高岡・藤田
6	大網白里市	6月9日	積田	同日	高岡・藤田
7	市原市	6/20.21	積田	同日	高岡・藤田
8	香取市	7月4日	積田		高岡・藤田
9	山武市	7月5日	積田		高岡・藤田
10	横芝光町	7月13日	積田		高岡・藤田
11	君津市	8月4日	積田		高岡・藤田
12	船橋市	8月8日	積田		高岡・藤田
13	成田市	8月9日	積田		高岡・藤田
14	多古町	9月5日	積田		高岡・藤田
15	八街市	9月6日	積田		高岡・藤田
16	館山市	9月7日	積田	8月7日	高岡・藤田
17	匝瑳市	9月8日	積田		高岡・藤田
18	旭市	9月29日	積田		高岡・藤田
19	銚子市	10月3日	積田		高岡・藤田
20	東金市	10月5日	積田		高岡・藤田
21	白井市	10月6日	積田		高岡・藤田
22	袖ヶ浦市	10月12日	積田		高岡・藤田
23	印西市	10月13日	積田		高岡・藤田
24	茂原市	10月17日	積田		高岡・藤田
25	九十九里町	10月25日	積田		高岡・藤田
26	八千代市	11月6日	積田		高岡・藤田
27	富里市	11月7日	積田		高岡・藤田
28	木更津市	11月8日	積田		高岡・藤田
29	佐倉市	11月9日	積田	同日	高岡・藤田
30	酒々井町	12月6日	積田		高岡・藤田

4月26日【農業者年金新任向け研修会】

5月22日【担当者会議・研修会】

7月18日【システム研修会】

8月2日【加入推進部長等研修会】(JA共催)

8月23日【裁定請求及び給付関係研修会】(JA共催)

令和4年度 農業者年金講師派遣・戸別訪問同行一覧

順番	市町村名	実施日	担当	最適化対応(同日=○)
1	長南町	4月8日	積田	
2	四街道市	4月12日	越川・積田	
3	芝山町	5月6日	積田	7月5日
4	鴨川市	5月10日	積田	
5	千葉市	5月31日	積田	8月9日
6	東庄町	6月6日	高岡・積田	○
7	館山市	6月7日	高岡・積田	
8	栄町	6月9日	高岡・積田	○
9	我孫子市	6月10日	積田	
10	いすみ市	6月13日	積田	
11	市原市	6月20日	高岡・積田	○
12	市原市	6月24日	高岡・積田	○
13	山武市	7月5日	積田	
14	多古町	7月6日	高岡・積田	○
15	南房総市	7月7日	積田	
16	勝浦市	7月8日	高岡・積田	○
17	横芝光町	7月14日	高岡・積田	
18	香取市	8月5日	積田	
19	野田市	8月8日	積田	
20	旭市	8月30日	高岡・積田	別日検討
21	富津市	9月2日	積田	
22	御宿町	9月5日	積田	
23	君津市	9月7日	高岡・積田	別日検討
24	富里市	9月8日	藤田・積田	○
25	大網白里市	9月9日	高岡・積田	○
26	成田市	9月12日	積田	別日検討
27	成田市	9月21日	高岡・積田	
28	印西市	9月21日	高岡・積田	
29	銚子市	10月3日	積田	
30	東金市	10月5日	積田	
31	匝瑳市	10月6日	高岡・積田	○
32	柏市	10月7日	積田	
33	印西市	10月13日	積田	
34	茂原市	10月19日	高岡・積田	○
35	市原市	11月4日	積田	
36	鋸南町	11月7日	藤田・積田	
37	白井市	11月8日	高岡・積田	○
39	鎌ヶ谷市	11月10日	積田	
40	松戸市	11月11日	藤田・積田	○
41	九十九里町	11月24日	高岡・積田	○
42	一宮町	12月19日	藤田・積田	○
43	佐倉市	1月6日	高岡・積田	
44	香取市	1月25日	高岡・藤田	
45	袖ヶ浦市	2月13日	積田	○
46	成田市	2月27日	積田	